

<重 要> 中央公民館における申告書作成相談会の事前予約制を導入します

会場の混雑緩和によって市民の皆様が円滑・スムーズな相談を行えるよう、今年度の作成相談会から「事前予約制」を導入します。
事前予約はインターネット（予約システム）または往復はがきで受け付けます。
電話・窓口での予約はできません。
作成済みの各申告書はそれぞれ郵送で提出することができます。

確定申告の提出先

〒286-8501

千葉県成田市加良部1丁目15番地
成田税務署

市民税・県民税申告書の提出先

〒285-8501

佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市役所 市民税課

確定申告は自宅からパソコン・スマートフォンで行うことができます。

対面による申告書作成補助が必要な方のみ、事前予約をお願いいたします。

申告の種類

A 確定申告

C どちらかわからない

B 市民税・県民税申告

①PC/スマホで自宅から申告できます（国税庁ホームページより）。

②記入済みの申告書は成田税務署へ郵送で提出できます。

・所得税の還付を受けるなど
→A（確定申告）

・令和5年中に収入がなかったなど
→B（市民税・県民税申告）

・上記以外
→市民税課へお問い合わせください
(電話予約や申告相談はできません)

市役所へ郵送で提出できます。
詳細はホームページ及び広報2月1日の特集号でお知らせします。

※申告書は1月下旬頃から各出張所もしくは市役所窓口で配布予定です。

中央公民館での作成相談を希望する

事前予約が必要です！！

※裏面の確認事項の要件を全て満たしている必要があります

パソコンやスマートフォンの操作ができる



できる

ホームページからご予約ください
2月1日（AM9：00）～予約受付開始



- ・当市ホームページから予約システムへ進み、ガイドスに沿って予約。
- ・申告希望日の3日前まで予約可能。時間帯も選べます。先着順です。

できない

往復はがきでご予約ください

1月15日～1月22日までに提出してください【必着】
(1月下旬～2月上旬に返信します。)

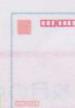
- ・希望する日を第3希望まで記入（時間は選べません）
- ・住所、氏名、電話番号を記入
- ・希望者多数の場合は抽選になります。



お申し込み



当日は予約確認メールか本人確認できるものを見せて受付



当日は市役所から返送されたハガキか本人確認できるものを見せて受付

***電話、窓口での予約はできません！
ご注意ください！**

裏面もご覧ください

確認事項 (チェックリスト)

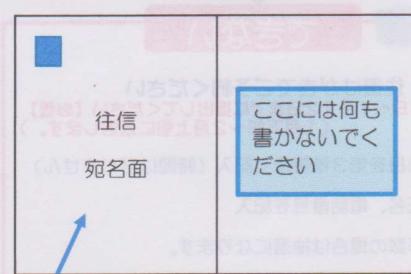
下記のすべての要件を満たしていることをご確認ください。旨の実市アコム課税課の会員
該当しないものがある場合、中央公民館での作成相談会へは申し込みできません。
その場合は成田税務署にお問い合わせください。(TEL 0476-28-5151)

- 令和6年1月1日時点で佐倉市に住民票がある
- 給与や公的年金以外の収入はない
※業務雑所得（報酬等）やその他雑所得（解約返戻金等）があるかたも作成できません
- 住宅借入金等特別控除の申告（年末調整済みのものを除く）はない
- 雜損控除の申告はない
- 外国税額控除の申告はない
- ふるさと納税以外の寄附金控除の申告はない
- 営業、農業、不動産、利子、株式、配当、譲渡、一時、退職所得に関する申告はない
- 先物取引の申告はない
- 贈与税、消費税の申告はない
- 準確定申告（亡くなられたかた・国外に転出されるかたに係る申告）ではない
- 令和4年分以前の申告ではない（令和5年分以外の申告はできません）
- その他計算が複雑な申告や税務署の判断を要する内容の申告はない
- 当日、医療費控除の明細書は事前に作成したものを持参できる
※医療費控除の明細書の書式は国税庁のHPで取得できます

ご自身で印刷できないかた用に1月下旬頃から市役所でも配布を予定しています（先着順）

往復はがきの書き方 ※12月15日～1月22日までにご提出ください。【必着】

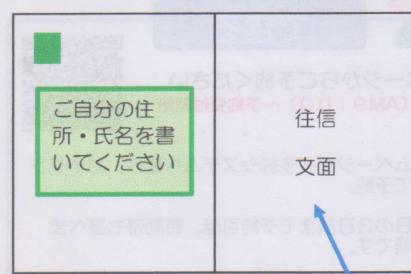
往信面



切手マークが青色

〒285-8501
佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市役所 市民税課
確定申告相談会担当

返信面



切手マークが緑色

通知の1枚目の点線を切り取り、**氏名・住所・電話番号・希望日
(第3希望まで)**を記入したものを貼り付けてください。
貼り付けでなくても上記の内容が記入されていれば有効です。
記入が不足していたり、内容に不備があった場合の申込は無効となります。

表面もご覧ください